

自 平成30年4月 1日
至 平成31年3月31日

当会は、昭和26年に会員数121社を持って組成され、昭和60年10月30日関東信越国税局認可のもと、(一社)吾妻法人会として「納税意識の向上」「税知識の普及」「会員の自己研鑽」「社会への貢献」等の基本方針のもと様々な事業活動を展開してきた。

平成25年4月1日、公益法人改革に伴い、一般社団法人認可取得、20年度基準新公益法人会計を取り入れ、公益事業・共益事業・法人会計で仕分けするとともに、公益性も重視することとなった。従来実施してきた事業は継続、会員にとってより魅力ある会を志向し、さらなる事業改善に取り組む。さらに、会員の増強・会財政の健全化に努め、地域に根ざす法人会としての基盤を確立する。

1. 基本原則

1. 活動方針（活動原則・理念）

法人を構成員とする法人会は、

- 会員企業の恒久的、安定的かつ健全な繁栄に資するため、企業経営全般にわたるトータルサポートを行う。
- 会員企業の意見、要望を汲み上げ、税務当局等行政とのパイプ役を果たす。
- 地域のオピニオンリーダーとして、公平、公正な税制の要望等会員企業の経営環境の改善並びに地域社会全体の発展に努める。

2. 活動展開基準（活動を効率的・効果的に行うための留意点）

- 会員のためになる、会員に頼りにされる活動。
- 会員のニーズを的確、敏感に組み入れた質の高いサービスの提供。

3. 組織運営基準（活動を円滑に行うための組織体制・運営の在り方）

- 会員に密着した効率的組織。
- 会員の意見、要望等が適切に反映されるボトムアップ体制。
- 決済機関、執行機関、事務局それぞれの適正化、最大限の機能化。

II. 事業計画

1. 公益事業

(税務支援事業)

- ① 広報誌による税情報の発信 広報誌【法人あがつま】の発行・配布、「ほうじん」の配布。
- ② 決算説明会 中之条税務署職員を講師に、3カ月に1度のペースで決算にあたっての、問題点・留意点について具体的な事例をあげて研修会を開催。
- ③ 新設法人説明会 中之条税務署職員を講師に、管内の新設法人を対象に税務上必要な申請・届出等の手続き、事業を開始するにあたっての留意点等を理解して頂くことを目的に実施する。

(税の啓発提言・提言事業)

- ① 全国大会への参加（親会・青年部会・女性部会）
 - 全国法人会総連合は、毎年、全国各法人会から税制に関する意見・要望をとりまとめ、税制改正の提言を決議し、全国大会で発表後、関係機関等に対して要望活動を展開する。
当会も、会員からの意見・要望を取りまとめて、全国大会に参加する。
 - 青年部会・女性部会でも各々の全国大会に参加し税制に関する意見交換、その他の問題についての意見交換を行う。
- ② 税制に関する調査研究・誓願陳情活動
 - 交流会時の意見・要望・アンケート調査の結果を踏まえて隨時実施。
 - ③ 会員企業へe-Tax・eLTAXの周知広報活動を行いその普及拡大に努める。
 - ④ 小学校6年生を対象とした租税教室の実施。
 - ⑤ 小学校6年生を対象とした「税の絵はがきコンクール」の実施。
 - ⑥ 税に関する中学生の作文選考への協力。
 - ⑦ 租税教育推進協議会・税務関係団体連絡協議会への参加。
 - ⑧ 「法人あがつま」の発行
 - 1回は冊子、1回は当会ホームページ上で年2回発行。

(地域社会貢献事業)

- ① 東日本大震災等の義援金募集
- ② いちごプロジェクトの推進(節電協力)

(経営支援事業)

- ① ホームページによる会員企業への経営支援情報等の提供・講演会・研修会の実施。

2. 共益事業

(会員支援事業)

- ① 会員交流事業の実施
- ② 県内に本店が所在する金融機関の協力による「法人会融資制度」の実施
- ③ 日本政策金融公庫等のパンフレット配布
- ④ 税務関係団体協議会諸行事への参加

(会員の維持・拡大事業)

退会による会員の減少に歯止めをかけるべく、組織の強化に重点を置き親会・部会会員との意見交換・情報交換を通して要望をくみ上げる。

又、会員増強については、新設法人・未加入法人の加入を強力に推進し、各支部・部会の状況に応じて増強運動を展開するとともに支部・部会の枠を越えて関係者・提携保険会社・金融機関等の協力も得て、会員数・加入率の維持向上に努める。

① 会員増強特別強化期間の設定

退会による会員の減少を抑え、組織の弱体化を防ぐため、関係団体、関係者の協力を得ながら、会員増強活動を推進する。

② 新設法人に対する加入勧奨の強化

新設法人説明会での加入勧奨と合わせて、他の研修会においても積極的に加入勧奨を実施する。

③ 会員増強資料の整備

加入勧奨活動を円滑にするため、会員及び未加入法人の情報を整備し、未加入法人名簿を作成する。

厚生制度推進事業

① 法人会福利厚生制度の推進

- | | |
|--------------------|---------------|
| ○ 企業防衛と経営者の退職準備のため | 「経営者大型総合保険制度」 |
| ○ がんの治療と対策に | 「がん保険制度」 |
| ○ ゆとりのある老後の保障に | 「個人年金制度」 |
| ○ 万一の災害に備えて | 「ビジネスガード」 |
| ○ 高齢化社会の備えに | 「介護保険制度」 |
| ○ 入院時の治療に重点を置いた | 「医療保険制度」 |
| ○ 経営者・従業員個人の保障に | 「こじん保障プラン」 |

3. その他

① 公益会計基準も含めた指導監督基準に則した運営の実戦

② 諸会議の開催

- 通常総会
- 正副会長会議
- 理事会
- 委員会
- その他必要な会議